

慶應義塾大学経済学部研究プロジェクト
最終成果論文（2016年度）

戦前期日本における防諜

— 防諜委員会を中心に —

経済学部3年
三枝雄輝
(指導教員：松沢裕作)

要旨

戦前期日本においてインテリジェンスが成立し、機能していたのかについては様々な議論がある。特に当時の陸海軍のインテリジェンス活動については、多くの研究がある。しかしながら陸海軍以外のインテリジェンス活動については、これまで触れられてこなかった部分が多い。そこで本論文では陸海軍にとらわれず、当時の日本政府がどのようにインテリジェンス活動に従事していたかを明らかにしようと考えた。ただ、インテリジェンス活動と一口にいても、インテリジェンスという言葉が内包する意味は多岐にわたっている。そこで本論文はインテリジェンス活動の中でも、カウンター・インテリジェンス（防諜）に着目し、戦前期日本における政府全体としての防諜への取り組みについて詳しく述べるものである。

日本国全体としての防諜への取り組みは、明治 32 年（1899 年）に軍事秘密の保護を目的とした軍機保護法が制定されたことに始まる。しかし同法は当初実効力が弱く、効果は不十分であった。そのため日本が諸外国と同水準の防諜体制を整えることができたのは、同法が昭和 12 年（1937 年）に全面改正されてからである。そしてこの防諜への法整備が整った時期と同時期に、設置されたのが防諜委員会である。防諜委員会は内務省を中心に、諸外国の日本に対する諜報活動激化に伴う取り組みとして、防諜事項の各省庁合同による調査審議を目的として設置されたものである。また、類似組織として各省庁別に設置されていたと考えられる防諜委員会の中から、外務省防諜委員会を取り上げた。これは外務省内の機密書類の保管状況を検査する目的で設置された組織であった。この両組織の活動を精査した結果、戦前期日本では、陸海軍に限らず各省庁においても政府主導で防諜への取り組みが図られていたという実態が明らかとなった。しかしながら、その取り組みは決して十分なものであったとはいえ、セクショナリズムを背景にどちらも不十分であったことがわかった。防諜委員会においては、防諜の重要性を痛感して設置されたはずが、委員会の運営において各省官制に則った対応が前提となってしまったために委員会の実効力が弱く、また各省庁による連携も進まず、本来の目的を十分に果たすことができなかった。外務省防諜委員会においても、外相をはじめとする上層部は防諜への取り組みの重要性を認識していたようだが、実際の現場で働いている職員までその意識を浸透させることができなかった。

また、その他政府による防諜への取り組み例として、国民への防諜教育を扱った。その結果、当時の「週報」等の史料から、国民に対する防諜教育は一部不適切な指導があったものの、主旨は正しく、成果もある程度出ていたということがわかった。

目次

はじめに	3
第1章 戦前期日本のインテリジェンス組織	5
第1節 各インテリジェンス組織の概要	5
第2節 各インテリジェンス組織の実績	6
第3節 各インテリジェンス組織の防諜	7
第2章 各省庁による防諜への取り組み	9
第1節 防諜委員会の概要	9
第2節 防諜委員会の問題	13
第3節 外務省防諜委員会	16
第3章 国民に対する防諜教育	19
第1節 内閣情報部	19
第2節 「スパイは如何にして防ぐか」	20
おわりに	24
注釈一覧	26
参考文献一覧	31

はじめに

本論文は戦前期日本におけるインテリジェンスの中でも、特にカウンター・インテリジェンス（防諜）について論じる。

そもそもインテリジェンスとは、

1. 国家安全保障にとって重要な情報の要求によって始まる情報の収集、分析、提供という一連のプロセスのこと
2. その結果生産された情報のこと
3. その生産された情報を秘匿すること
4. 情報のもとに判断行動すること

この4つを包括した概念と定義される¹。

つまり包括的概念としてのインテリジェンスを成立させるためには、

1. 政策決定者が情報を要求し、かつ提供された情報を正しく活用すること
2. 情報組織が十分な情報収集分析能力を持っており、正確な情報を生産できること
3. 情報が秘匿されること（防諜）

以上3点が必要になるといえる。

このインテリジェンスが戦前期日本において成立していたのかについては、様々な先行研究が存在する。その中でも特に小谷賢氏は戦前期日本のインテリジェンスについて体系的に論証しており、日本軍のインテリジェンスが一般的にいわれているよりも暗号解析などの情報収集・分析能力において優れていたという事実を指摘した。しかし、それによって生産したインテリジェンスをうまく活用することができなかつたため、つまり政策決定者が情報を要求すること、情報を活用する能力に欠いていたために日本のインテリジェンスは失敗したと結論付けている²。これから戦前期日本のインテリジェンスは、前述の成立要件1を達成することはできなかつたが、要件2を達成することはできていたといえるだろう。

一方、要件3については、林武氏、和田朋幸氏、大八木敦裕氏らが陸海軍、特に陸軍の防諜への取り組みについて明らかにしている³。しかし陸海軍情報部以外でどのような防諜組織が存在し、防諜への取り組みが行われていたのかについては、未だ研究は不十分である。陸海軍に限らない政府全体としての防諜への取り組みについては、長井純市氏が防共並防諜事務連絡会議を例にとって内務省や外務省などの各省庁による防諜への取り組みについて、どのような連携がとられていたかを部分的に明らかにしているにとどまっているのが現状である⁴。そこで本論文では、防共並防諜事務連絡会議の後継組織として、防諜への取り組み

が国家一丸となって本格化していった時期と同時期に設置された防諜委員会を取り上げ、戦前期日本における政府全体としての防諜への取り組み、成果について分析する。

本論文は大きくわけて3つの部分から構成される。まず第1章では、戦前期日本にはどのようなインテリジェンス組織が存在していたのかについて、第2章では防諜委員会と、外務省防諜委員会を例にとって、政府全体としての防諜への取り組みについて論じる。最後に第3章では、国民に対して行われた防諜教育について言及する。なお、本論文における一次史料の引用については、カタカナを平仮名、旧漢字を新漢字に書き換えた上で、適宜句読点や濁点、ルビを補った。

第1章 戦前期日本のインテリジェンス組織

戦前期日本に存在していたインテリジェンス組織は、主に陸軍情報部、海軍情報部、外務省情報部、内閣情報部の4であった。

第1節 各インテリジェンス組織の概要

まずは陸海軍情報部について説明する。陸軍情報部は正式には大本営陸軍部参謀本部第2部といい、部内は第5から第8課に分課していた。それぞれの課は第5課から順に、ソ連情報担当、欧米情報担当、支那情報担当、策略謀略担当とわかれて業務にあたっていた⁵。特に対ソインテリジェンス活動に力を入れており、当時国内に存在したインテリジェンス組織の中では最も活発に活動していた⁶。

次に海軍情報部についてだが、これも正式には大本営海軍部軍令部第3部といい、部内は第5から第8課に分課していた。それぞれの課は第5課から順に、米国情報担当、支那情報担当、欧ソ情報担当、英国情報担当とわかれて業務にあたっていた。海軍情報部が陸軍情報部と異なっていた点としては、第3部長直下に部長直属という枠が設けられており、総合情勢判断・情報仕事を担当していたことがあげられる⁷。特に対米インテリジェンス活動に注力していたが、成果は芳しくなかった⁸。

そして外務省情報部についてだが、これは元来、大正10年（1921年）のパリ講和会議で各国の宣伝戦を経験した外務省が、宣伝機関・国内情報監督機関の必要性を痛感し、設置した組織である⁹。部内は第1から第3課に分課しており、第1課が東亜諸国、第2課がその他国地域、そして第3課が部内の庶務を担当していた¹⁰。しかし陸海軍情報部とは異なる性質で設置されていたこともあり、あくまで主な業務は対外宣伝と国内世論の指導、そのための情報収集、分析であった。昭和15年（1940年）12月になると、勅令848号で文化事業部との統合が決定し、情報局へと変更が行われている¹¹。

最後に内閣情報部についてであるが、これは昭和11年（1936年）に設置された内閣情報委員会から始まった内閣直属の中央情報組織である。情報部となったのは翌年9月からであり、昭和16年（1941年）には情報局へ格上げされている¹²。設置当初には陸海軍、外務省とそれぞれ分散している情報部を統合して中央インテリジェンス組織とすることも考えられていたが¹³、主眼は国内外の宣伝・啓発業務の統合にあり、専ら情報宣伝活動に従事していた¹⁴。部内は第1から第3課に分課しており、第1課は総務課として一般庶務及び新

聞政策に関する事項、第2課は文化課として思想戦及び週報に関する事項、そして第3課は精動課として国民精神総動員に関する事項を扱っていた¹⁵。部内構成からわかるように、性質は外務省情報部と類似しており、インテリジェンス組織というよりも宣伝組織といったほうが正しい。

第2節 各インテリジェンス組織の実績

これら情報部の能力について、その情報収集力と分析力の点ではある一定の評価を与えることができる。例えば、陸軍情報部及び海軍情報部は駐在武官ネットワークを活用して諸外国の情報を収集分析することができていた。駐在武官とは、立川京一氏によると、大・公使館に勤務する軍属の外交官と定義され、主に軍事に関する情報収集活動を行なう者のことを指す。特徴としては、身分が外交官であることから逮捕・起訴されないといった外交特権に加えて、受け入れ国からの公的行事、軍演習、観艦式等への招待、官公庁軍事施設への出入り自由、政府・軍部高官との会合設定、各種軍事情報の提供など、様々な特別対応を受けることができた点がある¹⁶。特に三国同盟締結交渉過程や欧州戦勃発の際には、この駐在武官を通じて現地情報が直ちに本国に伝達されており、かつ本国情報部もそれら情報の分析結果を逐次次長、大臣へあげている¹⁷。さらに陸軍情報部は、駐在武官の他にも関東軍を始めとする各総軍の諜報部門や、満州などに設置されていた特務機関などを所管下におさめており、その情報収集能力は国際的にも高く評価することができる¹⁸。

外務省情報部においても同様に、在外公使館という強力な海外ネットワークを持っていたことから情報収集能力は十分に持っていたといえるだろう。さらに外務省情報部は外交官に加えて、独自の諜報員を活用していたと考えられる。これについては外務省外交史料館所蔵の「支邦事変に於ける情報宣伝工作概要」が参考になる¹⁹。これは日中戦争に際する外務省の情報宣伝策略活動を具体的に述べたものであるが、その中の第2章第3項、「情報収集員及び宣伝員養成機関の設置」で、

1. 民間某団体をして研究所を開設優秀なる諜報員養成を企画せしむ。第一次二十名を採用目下之に当たりつつあり。
2. 本年度よりは更に拡充せるか将来三百名を目標とし之を全世界に配置の上、在外公使館の指導下に活躍せしむる予定なり。

ということが述べられており、現地大・公使館勤務の外交官の他にも独自の諜報員を使った情報収集を行っていたと推定できる。実際に、このような諜報員による情報収集が行われていた例としては、昭和13年9月（1938年）19日にロンドンの吉田大使から本国宛に発信された電報があげられる²⁰。この電報には、「当館諜報者の報告する所に依れば十八日の英仏会談の結果概ね左の通り²¹」と記された上で、会議の内容について報告されている。ただ、ここで情報源とされている諜報員が、先ほどの史料に記載されていた育成機関で育成された諜報員かどうかは不明である。しかし外務省情報部が諜報員を使って幅広く情報収集を行っていたということには間違いないだろう。一方、分析能力についても評価することができる。例えば、当時極めて重視されていた資源である石油に関して、日本国のみならず世界各国の埋蔵量、消費量、貿易量に関する詳細な報告書を作成していた²²。他にも「外国に於ける新聞」や「情報部史料」など、国内外の新聞雑誌記事に関する報告書が数多く残されている²³。

最後に内閣情報部についてであるが、内閣情報部は自らによる直接的な情報収集活動を展開せず、専ら全国の官公庁及び同盟通信社を利用して情報を収集していた²⁴。この情報収集の仕方は前述の3組織と異なっており、特徴的である。一方分析力についても、特に国内外の新聞・ラジオといったメディア報道に関する分析に秀でていたと推定できる。内閣情報部作成の史料では、国内新聞記事内容についてまとめた「本日の新聞概観」をはじめとして、世界各国の新聞・ラジオ報道に関する報告書が多数現存している²⁵。

さて、これら4組織の情報収集力、分析力については、これで先行研究含めある程度機能していたといえることがわかった。では、これら組織は防諜についてもその機能を果たすことができていたのだろうか。

第3節 各インテリジェンス組織の防諜

そもそも防諜とは、現代においては「国外からのインテリジェンス活動による自国に対する脅威を把握し、対抗措置をとること²⁶」と定義されている。当時の防諜に対する理解は概ねこれと一致しているが、その定義は史料によって若干異なる。そこで本論文では、防衛省防衛研究所所蔵の「防諜の参考」で述べられている「防諜とは外国の我が国に対して行う諜報又は有害行為に対し国家及国軍を防衛するを謂う²⁷」を当時の防諜の定義として採用する。

国家全体としての防諜への取り組みは、軍事秘密に対する取り組みが最も早く、明治 32 年（1899 年）に軍事秘密の保護を目的とした軍機保護法が制定されている。しかしその適用対象が限定的であり、また罰則も罰金などの比較的軽い刑罰であったため、実効性はそれほど高くなかったと考えられる²⁸。そのため昭和 12 年（1937 年）に軍機保護法の全面見直しが行われ、規定を詳細にした上で、最大で死刑を含む極めて重い刑罰の追加が行われた²⁹。これによって初めて諸外国と比較しても遜色のない防諜体制が日本でも確立されたといえよう。さらに昭和 16 年（1941 年）になると、軍事機密の他にも国家機密を視野に入れた防諜対策として国防保安法が施行されている³⁰。これら法整備の観点から見ると、国家全体としての防諜体制は昭和 12 年（1937 年）以降に確立していったといえる。次に個別具体的な組織による防諜への取り組みについて述べたい。

陸海軍の防諜については、林武氏、和田朋幸氏、大八木敦裕氏らの「陸海軍の防諜」が詳しい³¹。それによると当時の防諜への取り組みは、陸軍情報部では同じ陸軍の警務連絡班や陸軍省兵務局、軍務局が連携して対応にあたっていた³²。加えて防諜に関連する事案の処理に際しては、実力行使組織として憲兵隊を使っていた³³。

一方海軍情報部では、部長直属が一手で防諜業務を掌握していたようだ。また海軍は陸軍と異なって専門の実行部隊を持っていなかったため、実力行使に際しては陸軍の憲兵隊を借りて対応にあたっていた³⁴。

小谷賢氏は当時の陸海軍の防諜について、陸軍は専門の防諜組織を持っていたため一定の防諜を行えたが、海軍については不徹底であったと結論付けている³⁵。

他方外務省情報部、内閣情報部をはじめとする陸海軍以外の組織による防諜への取り組みについては、先行研究が存在しない。そこで第 2 章では防諜委員会を中心に、政府はどのような防諜組織をもち、そしてどのような取り組みを行っていたのかについて明らかにする。

第2章 各省庁による防諜への取り組み

政府全体としての防諜への取り組みについて、まずは防諜委員会を取り上げ、各省庁合同による取り組みを明らかにする。

第1節 防諜委員会の概要

そもそも防諜委員会とは、昭和13年（1938年）12月2日に当時の第1次近衛内閣内務大臣であった末次信正が起案した「防諜委員会設置の件」³⁶が閣議決定されて設置されたものである。この時に説明された防諜委員会設置の理由は、以下のようになっている。

国際情勢の複雑化に伴ふ世界各国に於いては、何れも其の諜報機関を他国に設置し情諜報の蒐集並に策略に努めつつあり。我国に対する諸外国の諜報活動亦逐年熾烈を加え、殊に今次事変発生以来此種海外よりする策動は益々巧妙活発となりたり。然るに、之に対する我国現下の防諜体制は遺憾不備の点尠からず之が整備は国家防衛上焦眉の急務たり。依って此の際外諜取締の強化並に国家全般に亘る防諜体制の整備に資せんとす。

37

第1章で防諜に関連する法整備について触れたが、改めて日本政府は昭和13年の時点で、世界各国に設置された各諜報機関による、日本に対する諜報活動について危機感を抱いていたということがわかる。さらに自国における防諜への取り組みが不十分であることを自覚しており、その整備が急務であると考えていることもわかる。そこでこの各省庁合同の防諜委員会を設置し、防諜への取り組みを強化しようと考えたのではないか。この史料からは少なくとも当時の政府上層部は、防諜に対してかなり高い意識を持っていたということがわかるだろう。

そしてこの防諜委員会の役割についてだが、防諜委員会規定案の第1条には、

防諜委員会は内務大臣の監督に属し、外諜取締に関し関係各庁の連絡を図ると共に防諜に関する重要事項を調査審議す。³⁸

と記されている。さらに防諜委員会審議事項では具体的な調査審議事項が述べられており、

1. 各官庁に於ける防諜の連絡調整に関する事項
2. 防諜機構に関する事項
3. 外諜取締に関する事項
4. 防諜の客体たる国家機密の範囲並びに斯種機密事項漏洩防止に関する事項
5. 其の他防諜に関する重要事項³⁹

以上の5項目があげられている。次に委員会の構成についてだが、委員会は内務次官を会長とした委員若干名によって構成され、幹事長と常任幹事及び幹事が設けられていた。幹事長には内務省外事課長、常任幹事には内閣情報部、外務省、内務省、大蔵省、陸軍省、憲兵司令部、海軍省、司法省、逓信省及び拓務省の高等官が任命されていた。また幹事には、前記以外の関係庁の高等官が任命されていた⁴⁰。さらに詳細な各省委員の予定については、外務省からは情報部長・情報部第3課長、陸軍省からは兵務局長・兵務課長、そして海軍省からは軍務局長・軍務局第1課長となっていた⁴¹。

具体的な委員会の活動については、外務省外交史料館所蔵の「本邦に於ける防諜関係雑件・防諜委員会関係」⁴²が参考になる。この史料から推定するに、委員会は主に各省庁が持ち寄った防諜・外諜事項の共有、関係省庁との意見交換・対策検討を行う場として機能していたようだ。例えば昭和15年（1940年）1月31日の防諜委員会常任幹事会では、海軍省から以下のような報告があがっている。

海軍工事設計関係民間参看中関係者の経歴及営業カタログ中、軍施設の秘密にわたる記事あるを発見。内容に触れるものは注意を与え改正せしめたり。⁴³

このように海軍省が対応した防諜事項の報告が行われており、事案の共有が図られている。他にも同年2月12日の防諜委員会常任幹事会では、内務省から以下のような報告があがっている。

去る七日午後四時横浜出港のハンガリー汽船 Nyugat 号は九日午後四時突然八丈島に入港。船長談によれば、荒天のため九州三池港への針路取れず八丈島にたどり着きたる旨説明ありたるも同地は軍機法地帯につき一応抑留取調べを行わんと関係庁連絡中、同船は突如抜錨出港せり。右に対しすでにハンガリー側は外務省を通じ、荒天のための寄港

なるにより釈放方申入れありたるも、容疑の点あれば早速海、陸、大蔵省と協力手配完了せり。⁴⁴

これに対し大蔵省は、

外務省よりの通達にて、同船は横浜寄港中船員ストライキ等の理由に依り臨時雇入れ等をなしたる由、又積荷無く荒天に悩まされたるものの如し。

(注) 容疑の点 船舶法、関税法、軍機保護法、公務執行妨害?⁴⁵

と回答している。この事案からも、関係各省庁間で防諜事項に関して緊密な連絡が取られていたことが明らかとなる。また防諜委員会は直ちに防諜が想起されるもののみならず、かなり多様な事案に関わっていたということも明らかとなった。

さらに防諜委員会は「防諜委員会週報」の作成・配布も行っていた。昭和15年(1940年)3月7日付の「防諜委員会週報」(第13号)⁴⁶では、「構内電話の取扱に就て」、「米穀輸出入統計の公表停止」、「アマチュア無線施設者に対する注意」、「雑誌「糧友」の記事を利用せる重慶放送」、「台北高商英国人講師の容疑行動—教壇を利用し外諜行為をなす虞あり—」、「外国通信員の日本新聞利用状況」、についてが述べられている。この中でも特に興味深いのが「構内電話の取扱に就て」という記事である。

最近某官庁に在りたる事実にして、構内電話を用い職員の官職を詐称し機密事項を聞き出さんとしたる事件あり。本件は当事者の注意周到なりしたため幸ひに被害なきを得たるも、兎角構内電話と言へば内部関係のものとして比較的注意を欠くきらひ無しとせず。前述の如き事実を鑑み構内電話の取扱には防諜上猶幾多反省すべき点ありと思料せらる。⁴⁷

この事件の原因は、各省庁への侵入が容易であったことと考えられる。少なくとも外務省については、これを裏付ける史料が残っている。外務省外交史料館所蔵の「記録、調査等ノ保全保管防諜及散逸防止関係(省内防諜及書類保全措置強化ノ要綱)」⁴⁸から、昭和16年(1941年)2月頃の時点まで、外務省の各門における出入者の監視は不徹底であったと推定することができる。この要綱では防諜及び書類保全措置の強化のために、省員全員に対し、

懸案中となっている身分証明書を即時発給し、各門出入りの際には省員に「バッジ」の提示あるいは身分証明書の提示を求めること、また「バッジ」、身分証明書の両方を持っていない省員に対しては官職所属局課及び姓名を記入させた上で出入りを許可することが提案されている⁴⁹。この提案が行われた昭和16年以前における出入り検査がどのようなものであったのかはわからない。しかしこの史料から、まず昭和16年以前には「バッジ」以外に省員か否かを判断する材料が存在しなかったのではないかとということが考えられる。さらにいえば、そもそも「バッジ」の提示が義務付けられていなかった可能性もある。また、もし「バッジ」の提示が必要であったとしても、「バッジ」がなかった場合の対処方法が昭和16年に提案されていることから、「バッジ」の提示義務は十分に機能していなかったと考えることができる。また同史料において、外務省以外では既に身分証明書が発給済みであると述べられているが、その発給開始時期及び完了時期については記載がない⁵⁰。そのため、もし他省庁においても身分証明書以外による省員か否かの判別方法が「バッジ」のみであったのなら、外務省同様に他省庁も同じ欠陥を抱えていたということができる。

さて、こうした出入り管理の不徹底から生じたと考えられる構内電話事件であるが、果たしてこの電話が外国諜報機関によるものであったのかどうかは不明である。しかしながらこれが防諜上の極めて重大な事件であったことは確かである。さらにこの史料から明らかになる問題は、構内電話に関する注意喚起の組織的な徹底が、この事件発生まで行われていなかったということである。今回の事件は、たまたま当該職員の個人的な注意が功を奏して、機密漏洩が防がれただけなのである。つまりこの事件と似たような手口の機密漏洩に繋がるような電話が以前にもかかってきていたのかどうか、さらにいえば過去に同様の手口で実際に機密漏洩が起きてしまったのかどうかについては全くわからないのだ。この事件の2年前に提出されている「防諜委員会設置の件」で、日本に対する諸外国の諜報活動が激しくなっているということは既に指摘されていることである。そこで各省庁の横をつなぐ防諜委員会が設置され、活動していたわけだが、委員会を構成する各省庁それぞれの防諜への取り組みには、依然として問題があったのではないか。この各省庁の防諜への取り組みについて、防諜委員会は何か働きかけることはできなかったのだろうか。

第2節 防諜委員会の問題

この点で防諜委員会には致命的な問題があった。それは、防諜委員会は各省庁が持ち寄った防諜・外諜事項の共有、関係省庁との意見交換の場でしかなかったということである。これは防諜委員会設置時点の「防諜委員会設置の件」の了解事項から推定することができる。

1. 本委員会は各省官制を変更するものに非ざること
2. 本委員会の運用に付ては各省は法令及事の性質に照し可能なる限度に於いて協力するものなること
3. 防諜事務の運営に付ては国の情報、報道、啓発宣伝及び外客誘致の政策との調和を保持することに努め、防諜強化の結果情報、報道、啓発宣伝及び外客誘致を阻害するが如きこと無からしむること
4. 本委員会の運用に当たりては常に内閣情報部と緊密なる連携を保つこと
5. 本委員会の内容は極秘とすること⁵¹

つまり結局のところ、防諜事項に関して委員会は、話し合いは行うものの、個別事案に対する対策対応は各省庁の判断に全く任されていたのである。いかに重大な防諜に関する事案でも、委員会が直接介入して何か行動するというようなことはできなかったのだ。それを象徴する事例として、昭和15年（1940年）2月28日の防諜委員会常任幹事会に列席していた海軍情報部長の岡敬純大佐から”個人的”に説明された海軍機密書類紛失事件があげられる。

二十八日防諜委員会席上、海軍省岡少佐より個人的説明によれば、二十七日午後六時五十分頃横須賀より横須賀線に乗車せる某海軍将校は逗子駅下車直後、車内に風呂敷包みを忘れたるに気付き、早速駅長より列車宛電話連絡を依頼せるも、品川駅にて車内検分を行いたる時は既に該風呂敷包みは存在せず。その包みは海軍作戦の基調を示す各種最機密書類六、七冊にして、直ちに海軍省は横鎮、警視庁、憲兵隊に通告全力を挙げて探索中なり。同車内には六七名職工風男子及び一名の女子二十才位有りし趣なり。警視庁は直ちに各国大使館領事館関係各署刑事を動員、該書が外国に入手さるを極度に警戒中なり。尚岡少佐によれば、普通絶対持出しを禁じてある書類なるも必要上余儀なかりし模様なるも同人は他に鞆を一個携帯し海軍マントの下に所有しありし為め、逗子駅下車に際し該風呂敷包みは暫時気が付かざりしものと云々。又、価値に於いては百万円を支

出するも辞せざる書類にして、もし他国の手に渡る等のことあらば、わが海軍全計画変更余儀なきものと云々。⁵²

問題の機密書類は翌 29 日に発見され回収されたと報告されている。しかしながら、これは極めて深刻かつ重大な事件である。そもそも防諜の枠を超えてむしろ国防上の重大事件ともいえる事件が個人的な説明として処理されていること自体異常であるが、この全海軍作戦の主調について記載された機密書類がいつも簡単に部外へ持ち出せる状況にあったこと、そして実際に持ち出されてしまっていること、挙句の果てにはそれを紛失してしまうという事態が生じたのは、防諜を全く考えていなかったからだろう。結局問題の機密書類は無事見つかったことになっているが、見つかるまでの経緯は説明されていない。岡大佐は各国の手に渡らぬように警備したと説明しているが、回収するまでの間に他国の手に渡り、コピーを取られていたといった可能性を完全に否定することはできない。というのも実際に、機密書類のコピーを他国に取られた例が存在するからだ。それは、昭和 19 年（1944 年）4 月 1 日に発生した、パラオからダバオへ向かう海軍の飛行艇 2 艇が遭難した海軍乙事件のことである。この遭難の結果、1 番艇は行方不明、2 番艇はセブ島沖に不時着したのだが、この時 2 番艇に搭載されていた、海軍の暗号と次期海軍作戦計画に関する最重要軍事機密書類が行方不明となってしまった。そこでこれを知ったアメリカは、日本海軍よりも先に機密書類を発見回収すべく行動し、実際それに成功したのである。機密書類は全てコピーを取られた上で不時着場所近くに戻され、さも機密が他国に漏れていないよう偽装された。その後書類を回収した海軍は、その偽装を見抜くことができず、この事件を不問に付した。しかし現実には、ここで入手した機密情報をアメリカは遺憾なく活用し、その後さらに日本軍を追い詰めていったのである⁵³。

確かにこの例は戦時中のものであり、平時の、しかも国内での機密書類紛失と単純に比較することはできないともいえる。しかし昭和 15 年の事件と昭和 19 年の事件は明らかに似た性質の事件である。つまり、どちらも防諜意識、機密書類の取り扱いに対する意識の低さに起因する事件だということである。さらにいえば海軍の機密書類の扱い方、防諜に対する意識の低さは昭和 15 年から昭和 19 年に至るまで全く進化しておらず、今回史料から見つかった事件が教訓として全く生かされていなかったということもわかる。第 1 章で触れたように、海軍には防諜のための実力行使組織が存在しなかったという事情を加味しても、この対応には大きな問題があったといえるだろう。

以上のようにこの事件自体は、海軍の防諜意識の欠如という側面がかなり大きい。しかし本稿において指摘したいのは、このような重大事件においても防諜委員会は共有の場でしかなかった、ということである。ここでまず確認しておきたいのが、防諜委員会規定の第1条である。前述のようにこの条文では、「防諜委員会は内務大臣の監督に属し、外諜取締に関し関係各庁の連絡を図ると共に防諜に関する重要事項を調査審議す。⁵⁴」ということが述べられている。そこで今回の事件を考えた場合、この事件は明らかに「防諜に関する重要事項」に該当するといえるだろう。それにもかかわらず、同史料からは委員会が今回の事件について調査した形跡、あるいは審議した形跡が全く見られない。そこで着目したいのがこの報告の導入部分「二十八日防諜委員会席上、海軍省岡少佐より個人的説明によれば⁵⁵」である。ここからこの報告は、あくまで委員会における海軍省からの正式な報告としては述べられていないのではないかと考えることができる。さらにこの事件が記載されたページには、この史料簿冊の中で唯一欄外に大きく「取扱注意⁵⁶」という書き込みが行われている。以上から、この事件はあまりに重大かつ深刻であったために委員会は事件をなかったものとして黙殺したのではないかと考えることができる。つまり前述の海軍乙事件と同様に、当時の海軍もまた機密書類を回収することができたので、事件を不問に付したのではないか。もちろん海軍乙事件は今回取り上げた事件よりも後年の出来事であり、単純に演繹することはできないともいえる。しかし当時の軍部にあった隠ぺい体質や、防諜意識の低さを考慮すると、全くあり得ない話ではない⁵⁷。本来はこのような重大事件が起きてしまった時こそ、二度と同様の事態が起きないように原因の調査や以後の対策を検討すべきである。しかし海軍並びに防諜委員会はこの事件を個人的な報告と処理し、規定による調査審議を行わなかったのではないか。そうであったのなら、設置当初に考えられていた防諜委員会の存在意義は全く達成されていなかったといえる。ただその一方で、委員会は調査を行おうとしたが、調査を行うことができなかった、という可能性もある。これは委員会の設置時点で、あくまで各省官制に則った上で各省ができる範囲で協力するという了解事項があったが故に、委員会は実効力を伴った調査を行うことができなかったのではないかという推定に基づく。この場合、防諜委員会が十分に任務を果たせなかった根本的な原因は、セクショナリズムと考えられる。このセクショナリズムの問題は当時の日本のインテリジェンス組織全般に、また日本の官僚機構においても当てはまる問題であり、委員会失敗の原因として考えても十分に論理的であろう。

セクショナリズムについて、今村都南雄氏は「政府と民間とを問わず、広く組織体に共通して見られる組織事象のひとつとしてそれとらえ、組織体の内部で自分の属する部門・部局にこもって排他的になる傾向（派閥主義、セクト主義）、あるいは競争関係にある組織・集団間で見られる縄張り争いやそれに随伴する一連の行動傾向を包括的に表現する言葉⁵⁸」と定義している。本論文では、この今村都南雄氏の定義をもってセクショナリズムについて述べる。日本においてセクショナリズムが深刻な問題となった原因について、瀬畑源氏は明治時代に制定された大日本帝国憲法と内閣制度にあると述べている⁵⁹。まず明治22年

(1889年)2月11日に公布された大日本帝国憲法の第10条と第55条によって、官僚は天皇に対してのみ責任を負うこと、各国务大臣は天皇を輔弼する責務を負うことになった。その結果、国务大臣は行政長官(各省大臣)を兼任することになり、各国务大臣は国益ではなく各省庁の利益の代弁者となってしまった。さらに同年12月24日制定の内閣官制で、閣僚平等主義が採用され内閣総理大臣の権力が弱められると、従来までは各省庁の勅令の発布に必要とされた内閣総理大臣の副署が不要になった。そしてこの内閣官制に合わせて各省官制が改正されてゆき、結果的に天皇大権下での権力分散が進んでしまったのである。その後、権力の一元化を図るべく内閣総理大臣の権限強化を目指した公式令の制定や、主要閣僚による政策調整の場としての五相会議、企画院の設置などが行われたものの、いずれも分散した権力の再統合を果たすことはできなかった。つまり防諜委員会が調査機能を発揮しきれなかった根本的な原因は、ここにあったのではないか。権力が各省に分散している状況では、各省を横断する組織を設置しても、その組織は各省権限のパワーバランス、または各省利益のバランスの上に成り立つものにならざるを得ず、円滑な組織運営が困難であったのではないか。そして結局、そのような立場にある組織では、組織自体の権限があいまいなものとなり、各省庁に対して実効力を発揮することができなかったのではないだろうか。その結果、防諜委員会の場合には、委員会は防諜事項について共有を行う場としてしか機能できず、各事案の調査・対応は各省庁に任されてしまったのではないだろうか。

第3節 外務省防諜委員会

では各省庁の現場における防諜への取り組みはどのようなものであったのだろうか。その一例として外務省防諜委員会があげられる。外務省防諜委員会は、外務省内で機密書類保管状況検査を行った結果、その不備が明らかになったことを受け、昭和15年(1940年)5月

20日に設置されたものと推定される⁶⁰。「外務省防諜委員会規程」⁶¹によると、外務省防諜委員会は、外務次官の監督下に属し、外務省内における機密文書の保持及び機密漏洩防止に関する事務の遂行をその目的としていた。人事構成については外務次官を会長として、人事課長、儀典課長、文書課長、会計課長、電信課長、情報部第3課長そして各局部を代表する書記官各1名（合計8名）を合わせた計14名で構成されていた⁶²。委員会の具体的な業務内容については、昭和15年（1940年）6月10日決定の「防諜委員会の機密文書保管状況検査実施要項」⁶³によると、15日に1度（毎月2回）の頻度で委員会のメンバーが1組3~4の班にわかれて、抜き打ちで省内各室の機密文書保管状況を検査して回るというものがあった。当時の外務省では、かねてから外相より機密文書保管に関して細心の注意を払うよう省内職員に訓示が出ていたが、⁶⁴それに加えて昭和15年（1940年）年5月22日に「機密書類保管措置方法」で、機密書類は必ず閉鎖完全なキャビネットに収めること、机上に書類を放置しないこと、そしてこの2点を逐次自主検査することが厳命された⁶⁵。しかしながら、同年7月10日に文書課、電信課、東亜局、米洲局、情報部、調査部を対象に行われた検査では、機密文書が閉鎖不完全な引き出しやキャビネットに保管されていることが発見されており、当該部門責任者には始末書提出と賞与の減額、関係者への嚴重注意が加えられている⁶⁶。このように各省庁別の防諜への取り組みは、外務省防諜委員会を例にとっても不完全なものであったことがわかった。しかしながら、全く防諜意識をもっていないということはなく、ある程度の危機感を持って対応に努力していたのではないかと考えられる。とはいえ、最も防諜意識を持って、防諜に取り組むべき情報部で機密書類保管の不徹底が指摘されていることは深刻な問題である。

さらにこの史料から明らかになる問題として、情報部が業務に使用する機密書類を情報部の各部屋のキャビネットや引き出しの中に分散的に保管していたということがある。正確なインテリジェンスを生成するためにはすべての情報を集約して、一元的に管理・運用することが必須要件である。この点において、日本のインテリジェンス組織が陸軍、海軍、外務省、そして内閣と分散的に存在し、かつそれぞれの組織間で情報共有が行われていなかったことは先行研究でも日本のインテリジェンスが失敗した理由としてしばしばあげられている。さらに小谷賢氏は同じ省庁内においても部門レベルでセクショナリズムが発生していた、つまりインテリジェンスを担当する情報部とそれを使う作戦部がうまく連携を図れていなかったという問題を指摘している⁶⁷。そして新たにこの史料から、その部門内においても業務のレベルでセクショナリズムの問題が生じていたことが明らかとなった。これはもは

やセクショナリズムの問題ではなく、整理整頓の問題といえるかもしれない。業務で使用される機密書類が離れた部屋のキャビネットに保管されている、誰かのデスクの引き出しあるいは机上に放置されているといった状況は防諜以前にインテリジェンス組織として大問題である。この昭和 15 年（1940 年）以降にも行われていたと推定される同様の検査結果について、管見の限り史料は残されていない。そのためその後、機密書類の扱い、防諜について改善が行われたのかどうかはわからない。しかし昭和 13 年から 15 年にかけてのこの史料から推定するに、その後も防諜、機密書類取り扱いに対する意識は低調なままで、改善が行われた可能性は低いといえるだろう。

以上から、確かに政府上層部は防諜に対して危機感を持っており、各省庁を横断する防諜委員会を設置して対応にあたらうとしていたが、セクショナリズムが深化した縦割りの官僚機構では、委員会から各省庁の現場まで防諜に対する意識、取り組みが浸透しなかった。その結果、防諜委員会は中途半端な立ち位置に終わり、各省庁における防諜は一応行われていたものの不徹底に終わってしまったと結論付けられる。

第3章 国民に対する防諜教育

第3章では国民に対する防諜教育がいかなるものであったのかを論じる。

第1節 内閣情報部

第2章で扱った防諜委員会は前述のように、内務大臣の監督下にあることから内務省管轄にあったと考えられる。さらに「防諜委員会設置の件」の了解事項で、防諜委員会は内閣情報部と緊密な連携を図るよう指示されている。そこで以下では内務省、内閣情報部の取り組みを例にとって国民に対する防諜教育について述べる。

内閣情報部とは第1章でも触れたが、国内外に対し統一された宣伝啓発を行うために存在した組織である。満州事変前後においては国内外に対する宣伝・刊行物の発刊が省庁ごとに行われていたため、それぞれの主張・内容について齟齬が生じてしまい、国策の遂行に支障が出ることもあった。そこでこれらを統合し、国内外に強力な宣伝啓発活動を行うことを目的として、内閣情報委員会が昭和11年（1936年）に設置された⁶⁸。その後日中戦争勃発に伴う国内強化手段として、国民精神総動員運動を推進するため、その担当として内閣情報委員会は部へと格上げされた⁶⁹。さらに昭和16年（1941年）になると、近衛首相の強い後押しもあり、さらに人員・機能を拡充した上で内閣情報局へとまた格上げされている。ただし本章では、情報局時代は戦時中となるので扱わない。

具体的な活動としては、委員会時代には政府の立場から各省庁の宣伝啓蒙活動、世論指導に関する連絡調整にあたっていた⁷⁰。部時代においては委員会時代と同様の各省連絡調整業務に加えて国民精神総動員運動や、愛国行進曲の制定など様々な手段を用いた宣伝業務に取り組んだ⁷¹。以上の例の他にも内閣情報委員会・部は多岐にわたる宣伝啓発業務を行っていた。本章ではそれら活動の中でも、内閣情報部が国民に対してどのような防諜教育を行っていたのかを見るにあたって「週報」を参考にしたい。「週報」とは政府が行おうとしている政策を直接国民に広く普及・理解させることを目的に昭和11年（1936年）から開始された官報附録のことである⁷²。この「週報」について石川準吉氏は、「内閣情報部が創始した官報附録の『週報』は、重要政策を知らせるのに一番良心的であったので、戦時体制下の全期間を通じ、国民から信頼され、広く利用された。⁷³」と述べている。「週報」の内容は多種多様で、基本的には各省庁が作成した記事がいくつかまとまった雑誌形式になって

いた。また記事の内容は国際情勢をはじめ、政治、経済、法律などに至るまで極めて多種多様であった⁷⁴。

第2節 「スパイは如何にして防ぐか」

その「週報」の中でも特に注目したいのが、昭和15年8月7日発行の「週報」第199号に収録されている内閣情報部作成の「スパイは如何にして防ぐか」という記事である⁷⁵。これは一般国民に対して防諜への心構え、国民防諜の必要性を説いているものであり、国民に対する防諜教育がどのようなものであったのかを知る上で有用である。以下は要約である。

まず外国では「一箇師団の兵力より一人のスパイが恐ろしい⁷⁶」といわれていること、その具体例としてノルウェー作戦におけるドイツ軍スパイの活躍について紹介している。しかし今次におけるスパイは、軍事機密のみならず各資源の状況など国民生活と密接に関係する極めて広範囲の情報を収集しているので、国民が一致団結して防諜に取り組まなくてはならないと指摘している。次にそのスパイの正体について、スパイは日本に在住する大公使から観光客に至るまでの外国人の中に紛れ込んでおり、また日本人の中にも、外国人スパイの手先となって暗躍しているものがあると警告している。そして彼らスパイの実態について、一般にスパイとは軍事機密を入手するため秘密裏に暗躍しているというイメージがついてはいるが、最近では合法的手段によるスパイ活動が多くなってきていると述べている。具体的には新聞、雑誌その他刊行物を収集し、それらを分析することによって国力などに関する情報を得ていると指摘している。その一例として、実際某国の大使館では多額の費用を投じてこれら公開情報の収集にあたっていると述べている。具体的には、資源状況からは戦争継続能力、交通施設状況からは戦時の輸送能力、各種工業の生産状況からは軍事兵器の製造能力、発電所・工場の地図及びその航空写真は空爆の参考資料になると指摘している。結論としては、「このスパイの魔手をいかに防ぐかは、諜報についていへば他にない、秘密を絶対に他人に漏らさぬことである。⁷⁷」と述べている。また、さらに踏み込んで、そもそも日本でスパイ活動が行われてしまう背景には、日本人が外国人を崇拜しがちであり、欧米思想に傾斜しがちであることがあると述べている。そこで外国スパイの活動を抑制し、防諜を徹底するためには「眞の日本の姿、日本の力、日本の美点、日本が外国に卓越している点に目ざめることが先決問題であらう⁷⁸」と締めくくっている。

この史料では新聞などの公開情報によるスパイ活動をいかに防ぐのかという点で、具体例を用いて読者にわかりやすく、かなり詳細な説明が行われている。一方でその対策については、結局のところ各人が秘密を絶対に漏らさないこと、にとどまってしまっているため具体的にどのようなことをすればいいのかが見えてこない。

そこで参考になるのが、この史料と同じく、国民に対する防諜教育を目的として昭和16年(1941年)に内務省が作成した「防諜講演資料」である⁷⁹。これは一般国民に対して正確な防諜観念を徹底するために行われた講演のための資料である。この史料からは、まず先ほどの「週報」が発行された昭和15年よりも、昭和16年にはさらに防諜に対する考え方が厳しくなっているということが読み取れる。特に同史料冒頭の「『防諜とは秘密を漏らすな』位の軽少な問題ではない、死を賭して戦ひつつある、第一線の兵隊さんと共に銃後の国民が、必死の勢で戦ひ抜くべき、武器なき戦争であることを忘れてはならない。⁸⁰」という記述は象徴的である。この史料でもスパイの正体、活動の実態、防諜の急務といった点で、その具体例や詳細さに差異はあるものの、概ね先ほどの「週報」と同じ主張が行われている。ただその対策については新たにわかることが多い。例えば、防諜と防諜関連法の関係について、防諜関連法規は必ず守らなくてはならない最低限の約束を記しているだけであり、実際に防諜を完遂するためには規定になくとも防諜上問題となりそうな行為はやめるべきだと警告している。より具体的な対策についても詳細に述べられている。まずは国家全体として取り組むべきこととして、防諜観念の徹底をあげている。従来までの「秘密を漏らさぬことが防諜だ⁸¹」という消極的な考えを、「外国の恐るべき秘密戦に対して我が国を守ることが防諜だ⁸²」という積極的な考えに変えなくてはならないと述べている。そのためには、舶来品をありがたがる精神が、外国スパイに付け入るスキを与えているので、外国崇拜をやめること、経済や文化などで外国依存を排していくことが必要だと言及している。またこの観点から、言論出版統制をもって国民思想の統一を図るべきとも述べている。次に国民個々人の防諜への取り組み方について、1、前述の防諜観念に沿って職域奉仕活動に励むこと、2、必要のないことを話さぬよう自己の言葉に気を付けること、3、大切な書類を盗まれるあるいは複製されないように自分の持ち物管理を徹底すること、4、スパイに秘密を打ち明けないためにも他人、他人から聞いた話、そして他人の雑誌記事などを簡単に信じないこと、5、スパイに弱みを握られないために自己の行いに気を配り、付け入るスキを作らないこと、6、自身が所属する組織にある防諜規定をよく守ること、以上の6点をあげている。加えて団体における防諜への取り組み方も記載されており、構成員に防諜観念を徹底さ

せること、団体として統一された防諜への取り組みを推進することの2点が述べられている。そして最後の結びでは、改めて防諜とは武器を用いない諸外国との戦争であり、国民全員が真の日本人となって国内から外国勢力を排していかなければならないと主張している。

この史料から、昭和16年になると防諜意識がかなり高まってきているということがわかった。特に政府上層部は真剣に防諜に取り組んでいるということが、「今我が同胞は陸に、海に、空に、あらゆる辛酸を凌ぎ尊き生命を捧げて武力戦を遂行して居る。この聖戦を完遂させる為には、銃後国民が秘密戦に勝つこと以外にはない。いざ戦はう国民よ一人々々が防諜の戦士として」「防諜は武力の戦以上に大切な国防行為であって、防諜が不十分であったら如何に武力の戦に勝っても結局は戦争に敗けるのである」といった記述から明らかになる⁸³。一方で、防諜のためという名目で主張される外国崇拜、外国依存からの脱却論については論理の飛躍を感じざるを得ない。その中でも特に、同史料中の「われわれの頭の中にある外来思想、即ち自由主義や個人主義思想も徹底的に排除して真の日本人に立還らねばならない。⁸⁴」という主張は、もはや防諜の本質からかけ離れたものになってしまっているように考えられる。しかしながら、このような国民に対する防諜教育はある程度成果をあげていた。昭和16年(1941年)4月に陸軍が出した「防諜週間実施に関する件通牒」では

最近国民の防諜思想頓に向上し部外の防諜は著しく進歩しつつあるも、国民の範たるべき陸軍の防諜に於いては却って些か之に後れあるやの感なきに非るを以て軍は国民防諜週間実施に先め予め必要の防諜強化措置を講じ防諜週間実施に方りては国民に範を垂るる如くす。⁸⁵

ということが述べられており、国民に対する防諜教育が成功しており、防諜意識の向上へ繋がっていることがうかがえる。その一方でこの史料は、国民に対してかなり厳しい態度で防諜に取り組むよう主張している軍部並びに官公庁が、防諜を徹底できていなかったという事実を改めて明らかにする。また林武氏、和田朋幸氏、大八木敦らは「陸海軍の防諜」で、陸海軍の軍人に対する防諜教育は十分な成果をあげることができなかつたと述べており⁸⁶、軍・官・民で防諜に対する取り組みの足並みが全く揃っていなかつたという事実が浮き彫りとなる。

以上の史料から、当時の政府は国民に対する防諜教育にもかなり力を入れていたということがわかった。具体的には公開情報からスパイ活動が行われているということを国民に知ら

せ、その対策方法について指導していたという点で評価できる。その一方で、防諜のためという名目で主張されていた「真の日本の姿、日本の力、日本の美点、日本が外国に卓越している点に目ざめることが先決問題であらう⁸⁷」などといった主張は的外れであった。また国民に対する防諜教育と軍及び官公庁の防諜への取り組みは連動しておらず、各個ばらばらに展開されていたということもわかった。結論としては国民に対する防諜教育において述べられている防諜のための施策は概ね正しく、その効果も発揮されていたが、防諜を名目にした防諜とは関係のない不適切な指導も行われていた。

おわりに

戦前期日本における陸海軍にとらわれない政府全体としての防諜への取り組みについて、各省庁合同で運営された防諜委員会、各官庁別に設置されていたと考えられる防諜委員会の例として外務省防諜委員会、そして内閣情報部を取り上げた。その結果、陸海軍に限らず各省庁においても政府主導で防諜への取り組みが図られていたということが明らかとなった。しかしながら、その取り組みは決して十分なものであったとはいえ、どれも不十分であったということも判明した。防諜委員会においては、防諜の重要性を痛感して設置されたはずが、委員会の運営において各省官制に則った対応が前提となってしまったために委員会の実効力が弱く、また各省庁による連携も進まず、本来の目的を十分に果たすことができなかった。外務省防諜委員会においても、外相をはじめとする上層部は防諜への取り組みの重要性を認識していたようだが、実際の現場で働いている職員までその意識を浸透させることができなかった。この2つの組織に共通していることとして、両組織の上層部は防諜の重要性を認識していたが、それを現場まで理解させ、防諜への取り組みを徹底させることができなかったということがあげられる。その一方で内閣情報部が国民に対して行った防諜教育は、一部で不適切な指導が行われていたものの一定の成果をあげていた。もちろん全国民に対する防諜教育がすべて成功し、成果をあげていたとは断定しない。なぜなら第3章で取り上げた「防諜週間実施に関する件通牒」で国民の防諜思想が向上したと述べられているのは紛れもない事実であるが、おそらくこれは全国民を観察して述べたことではないからである。しかし国民の一部においてでも防諜意識の向上を確認できるほど意味のある取り組みであったことには間違いない。

このように防諜委員会、外務省防諜委員会、内閣情報部はそれぞれ同じ防諜への取り組みを推進する目的を担った組織であったにもかかわらず、その成果に差が生じてしまっている点で大変興味深い。そこで防諜委員会、外務省防諜委員会と内閣情報部の間にある主だった差を考えてみると、対象の違いと組織の成り立ちの違いがあげられる。つまり防諜委員会、外務省防諜委員会が、共に組織から組織へ、防諜への取り組みを推進する組織であったのに対し、内閣情報部は組織から大衆へ、防諜への取り組みを教育する組織であった。また前者が様々な組織または部門の人員が、それぞれ異なる帰属意識を持ったまま集められて構成された組織であるのに対し、後者は同じ組織、部門という1つの帰属意識を共有した人員によって構成される組織であった。ここに当時の日本でセクショナリズムが深刻であったという

事情を加えてみると、次のようなことが考えられる。つまり前者はすべての行動に際して内部調整と外部調整を行わざるを得ず、実行までに時間がかかる、または実行できないといった事態が生じたのではないか。一方の后者は、関係部局との外部調整は必要であったろうが、トップダウンによる比較的スムーズな実行が可能だったのではないか。そしてその実効力の差が、ひいては防諜への取り組みの成果の差へつながっていったのではないかと。

戦前期日本には陸海軍以外にもインテリジェンス組織、防諜組織が存在し活動していたことが明らかとなった。政府全体としての防諜への取り組みにおいては、各省庁を束ねる組織として防諜委員会が、また各省庁別にも防諜委員会が設置されていたということがわかった。また、それぞれの防諜組織は、その組織上層部においては極めて高い防諜意識を共有しており、防諜への取り組みに努めていたことがわかった。しかしその活動を精査すると、それぞれが十分な機能を発揮することはできていなかったと判明した。そしてその原因には、明治時代に作られた制度に起因するセクショナリズムの問題があった。

注釈一覧

- ¹ マーク・M・ローエンタール『インテリジェンス 機密から政策へ』茂田宏監訳、慶應義塾大学出版会（2011年）p11
- ² 小谷賢『日本軍のインテリジェンス』講談社（2007年）p199、p200
- ³ 林武氏、和田朋幸氏、大八木敦「陸海軍の防諜」『防衛研究所紀要』第14巻第2号、防衛省防衛研究所、（2012年）p89~110
- ⁴ 長井純市「防共と防諜：防共並防諜事務連絡会議を中心として」『史學雑誌』第97編9号、公益財団法人史学会（1980年）
- ⁵ 奏郁彦『日本陸海軍総辞典』（第2版）東京大学出版会（2005年）p509
- ⁶ 小谷賢『日本軍のインテリジェンス』講談社（2007年）p22
- ⁷ 奏郁彦『日本陸海軍総辞典』（第2版）東京大学出版会（2005年）p525
- ⁸ 小谷賢『日本軍のインテリジェンス』講談社（2007年）p80
- ⁹ 外務省百年史編纂委員会編『外務省の百年』上巻、大日本法令印刷株式会社（1969年）p1028
- ¹⁰ 外務省百年史編纂委員会編『外務省の百年』上巻、大日本法令印刷株式会社（1969年）p1036
- ¹¹ 外務省百年史編纂委員会編「外務省の百年・上巻」大日本法令印刷株式会社（1969年）p1028~p1039
- ¹² 『戦前の情報機構要覧』（1964年）（奥平康弘『言論統制文献資料集成』第20巻、日本図書センター（1992年））p104
- ¹³ 小谷賢『日本軍のインテリジェンス』講談社（2007年）p119
- ¹⁴ 『戦前の情報機構要覧』（1964年）（奥平康弘『言論統制文献資料集成』第20巻、日本図書センター（1992年））p3
- ¹⁵ 『戦前の情報機構要覧』（1964年）（奥平康弘『言論統制文献資料集成』第20巻、日本図書センター（1992年））p97、98
- ¹⁶ 立川京一「我が国の戦前の駐在武官制度」『防衛研究所紀要』防衛省防衛研究所（2014年）p123~159
- ¹⁷ 高木惣吉、伊藤隆編『高木惣吉 日記と情報』みすず書房（2007年）
- ¹⁸ 内務省警保局編「外事警察報 第182号」『外事警察報』第50巻、不二出版（1988年）p94,95
- ¹⁹ JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. B02130979900（第1画像目から）、支那事変ニ於ケル情報宣伝工作概要（外務省外交史料館）
- ²⁰ JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. B02031167500「チェッコ」問題一件／第一次「チェッコ」問題（「ズデーテン」問題）（独、伊、英、仏「ミュンヘン」会談ヲ含む）第一巻（外務

省外交史料館)

²¹ JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. B02031167500 (第1画像目から)、「チェッコ」問題一件/第一次「チェッコ」問題(「ズデーテン」問題)(独、伊、英、仏「ミュンヘン」会談ヲ含ム)第一巻(外務省外交史料館)

²² JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. B10070253200、世界の石油事情概観統計(外務省外交史料館)

²³ JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. B02130881100、情報部資料511~530(外務省外交史料館)

²⁴ 『戦前の情報機構要覧』(1964年)(奥平康弘『言論統制文献資料集成』第20巻、日本図書センター(1992年))まえがきを参照

²⁵ JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. A03024638200、各種情報資料・情報(国立公文書館)

²⁶ 小林良樹『インテリジェンスの基礎理論』立花書房(2011年)p132

²⁷ ACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C15120128500 (第1画像目から)、防諜の参考(防衛省防衛研究所)

²⁸ 小谷賢『日本軍のインテリジェンス』講談社(2007年)p69

²⁹ 我部政男「軍機保護法とスパイ(防諜・間諜)議論」『山梨学院大学法学論集』第75号、山梨学院大学法学研究会(2005年)p153~p218

³⁰ 小谷賢『日本軍のインテリジェンス』講談社(2007年)p69

³¹ 林武氏、和田朋幸氏、大八木敦「陸海軍の防諜」『防衛研究所紀要』第14巻第2号、防衛省防衛研究所、(2012年)p89~110

³² 林武氏、和田朋幸氏、大八木敦「陸海軍の防諜」『防衛研究所紀要』第14巻第2号、防衛省防衛研究所、(2012年)p89

³³ 林武氏、和田朋幸氏、大八木敦「陸海軍の防諜」『防衛研究所紀要』第14巻第2号、防衛省防衛研究所、(2012年)p98

³⁴ 林武氏、和田朋幸氏、大八木敦「陸海軍の防諜」『防衛研究所紀要』第14巻第2号、防衛省防衛研究所、(2012年)p94

³⁵ 小谷賢『日本軍のインテリジェンス』講談社(2007年)p208

³⁶ JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. A14100631600 公文類聚・第六十二編・昭和十三年・第六巻・官職四・官制四(国立公文書館)

³⁷ JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. A14100631600 (第3画像目から)、公文類聚・第六十二編・昭和十三年・第六巻・官職四・官制四(国立公文書館)

³⁸ JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. A14100631600 (第5画像目から)、公文類聚・第六十二編・昭和十三年・第六巻・官職四・官制四(国立公文書館)

³⁹ JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. A14100631600 (第10画像目から)、公文類聚・第六十二編・昭和十三年・第六巻・官職四・官制四(国立公文書館)

⁴⁰ JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. A14100631600 (第5、6画像目から)、公文類聚・

第六十二編・昭和十三年・第六卷・官職四・官制四（国立公文書館）

⁴¹ JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. A14100631600（第12画像目から）、公文類聚・第六十二編・昭和十三年・第六卷・官職四・官制四（国立公文書館）

⁴² JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. B04010622600、本邦ニ於ケル防諜関係雑件／防諜委員会関係（外務省外交史料館）

⁴³ JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. B04010622700（第61、62画像目から）、本邦ニ於ケル防諜関係雑件／防諜委員会関係（外務省外交史料館）

⁴⁴ JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. B04010622700（第69画像目から）、本邦ニ於ケル防諜関係雑件／防諜委員会関係（外務省外交史料館）

⁴⁵ JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. B04010622700（第69画像目から）、本邦ニ於ケル防諜関係雑件／防諜委員会関係（外務省外交史料館）

⁴⁶ JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. B04010622800（第1、2、3画像目から）、本邦ニ於ケル防諜関係雑件／防諜委員会関係（外務省外交史料館）

⁴⁷ JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. B04010622800（第1画像目から）、本邦ニ於ケル防諜関係雑件／防諜委員会関係（外務省外交史料館）

⁴⁸ JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. B12080847700、本省記録関係雑件 第三卷（外務省外交史料館）

⁴⁹ JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. B12080847700（第2画像目から）、本省記録関係雑件 第三卷（外務省外交史料館）

⁵⁰ JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. B12080847700（第2画像目から）、本省記録関係雑件 第三卷（外務省外交史料館）

⁵¹ JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. A14100631600（第11画像目から）、公文類聚・第六十二編・昭和十三年・第六卷・官職四・官制四（国立公文書館）

⁵² JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. B04010622700（第88、89画像目から）、本邦ニ於ケル防諜関係雑件／防諜委員会関係（外務省外交史料館）

⁵³ 小谷賢『日本軍のインテリジェンス』講談社（2007年）p105

⁵⁴ JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. A14100631600（第5画像目から）、公文類聚・第六十二編・昭和十三年・第六卷・官職四・官制四（国立公文書館）

⁵⁵ JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. B04010622700（第88画像目から）、本邦ニ於ケル防諜関係雑件／防諜委員会関係（外務省外交史料館）

⁵⁶ JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. B04010622700（第88画像目から）、本邦ニ於ケル防諜関係雑件／防諜委員会関係（外務省外交史料館）

⁵⁷ 辻田真佐憲『大本営発表 改竄・隠蔽・捏造の太平洋戦争』幻冬舎（2016年）

⁵⁸ 今村都南雄『官庁セクショナリズム』東京大学出版会（2006年）p7

⁵⁹ 瀬畑源『公文書をつかう』青弓社（2011年）p20~25

⁶⁰ JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. B14090153400（第2画像目から）、外務省官制及内規関係雑件（制度改正ニ関スル参考書報）第十三卷（外務省外交史料館）

-
- ⁶¹ JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. B14090153400 (第 5 画像目から)、外務省官制及内規関係雑件 (制度改正ニ関スル参考書報) 第十三卷 (外務省外交史料館)
- ⁶² JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. B14090153400 (第 5 画像目から)、外務省官制及内規関係雑件 (制度改正ニ関スル参考書報) 第十三卷 (外務省外交史料館)
- ⁶³ JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. B14090153400 (第 6 画像目から)、外務省官制及内規関係雑件 (制度改正ニ関スル参考書報) 第十三卷 (外務省外交史料館)
- ⁶⁴ JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. B14090153400 (第 3 画像目から)、外務省官制及内規関係雑件 (制度改正ニ関スル参考書報) 第十三卷 (外務省外交史料館)
- ⁶⁵ JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. B14090153400 (第 4 画像目から)、外務省官制及内規関係雑件 (制度改正ニ関スル参考書報) 第十三卷 (外務省外交史料館)
- ⁶⁶ JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. B12080817800 (第 2 画像目から)、本省文書事務関係雑件/外務省機密文書取扱規程 (外務省外交史料館)
- ⁶⁷ 小谷賢『日本軍のインテリジェンス』講談社 (2007 年) p211、p212
- ⁶⁸ 『戦前の情報機構要覧』(1964 年) (奥平康弘『言論統制文献資料集成』第 20 卷、日本図書センター (1992 年)) p3
- ⁶⁹ 『戦前の情報機構要覧』(1964 年) (奥平康弘『言論統制文献資料集成』第 20 卷、日本図書センター (1992 年)) p43
- ⁷⁰ 『戦前の情報機構要覧』(1964 年) (奥平康弘『言論統制文献資料集成』第 20 卷、日本図書センター (1992 年)) まえがきを参照
- ⁷¹ 『戦前の情報機構要覧』(1964 年) (奥平康弘『言論統制文献資料集成』第 20 卷、日本図書センター (1992 年)) p105
- ⁷² 『戦前の情報機構要覧』(1964 年) (奥平康弘『言論統制文献資料集成』第 20 卷、日本図書センター (1992 年)) p51
- ⁷³ 石川準吉『国家総動員史』下巻、国家総動員史刊行会 (1986 年) p2073
- ⁷⁴ 『戦前の情報機構要覧』(1964 年) (奥平康弘『言論統制文献資料集成』第 20 卷、日本図書センター (1992 年)) p53
- ⁷⁵ JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. A06031036100 (第 17, 18, 19 画像目から)、週報 (国立公文書館)
- ⁷⁶ JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. A06031036100 (第 17 画像目から)、週報 (国立公文書館)
- ⁷⁷ JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. A06031036100 (第 18 画像目から)、週報 (国立公文書館)
- ⁷⁸ JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. A06031036100 (第 19 画像目から)、週報 (国立公文書館)
- ⁷⁹ 「防諜講演資料・防諜概説」石川準吉『国家総動員史』資料編第 5、国家総動員史刊行会 (1977 年) p1401~1419
- ⁸⁰ 「防諜講演資料・防諜概説」石川準吉『国家総動員史』資料編第 5、国家総動員史刊行会

(1977年) p1401

⁸¹ 「防諜講演資料・防諜概説」石川準吉『国家総動員史』資料編第5、国家総動員史刊行会
(1977年) p1401

⁸² 「防諜講演資料・防諜概説」石川準吉『国家総動員史』資料編第5、国家総動員史刊行会
(1977年) p1401

⁸³ 「防諜講演資料・防諜概説」石川準吉『国家総動員史』資料編第5、国家総動員史刊行会
(1977年) p1415

⁸⁴ 「防諜講演資料・防諜概説」石川準吉『国家総動員史』資料編第5、国家総動員史刊行会
(1977年) p1419

⁸⁵ JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C08030006300 (第2画像目から)、昭和16年陸
(支満)密綴 第5研究所 (防衛省防衛研究所)

⁸⁶ 林武氏、和田朋幸氏、大八木敦「陸海軍の防諜」『防衛研究所紀要』第14巻第2号、防衛省
防衛研究所、(2012年) p110

⁸⁷ JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. A06031036100 (第19画像目から)、週報 (国立公
文書館)

参考文献一覧

- 石川準吉『国家総動員史』下巻、国家総動員史刊行会（1986年）
- 石川準吉『国家総動員史』資料編第5、国家総動員史刊行会（1977年）
- 今村都南雄『官庁セクショナリズム』東京大学出版会（2006年）
- 我部政男「軍機保護法とスパイ（防諜・間諜）議論」『山梨学院大学法学論集』第75号、山梨学院大学法学研究会（2005年）
- 小谷賢『日本軍のインテリジェンス』講談社（2007年）
- 小林良樹『インテリジェンスの基礎理論』立花書房（2011年）
- 瀬畑源『公文書をつかう』青弓社（2011年）
- 高木惣吉、伊藤隆編『高木惣吉 日記と情報』みすず書房（2007年）
- 立川京一「我が国の戦前の駐在武官制度」『防衛研究所紀要』防衛省防衛研究所（2014年）
- 辻田真佐憲『大本営発表 改竄・隠蔽・捏造の太平洋戦争』幻冬舎（2016年）
- 長井純市「防共と防諜：防共並防諜事務連絡会議を中心として」『史學雑誌』第97編9号、公益財団法人史学会（1980年）
- 奏郁彦『日本陸海軍総辞典』（第2版）東京大学出版会（2005年）
- 林武氏、和田朋幸氏、大八木敦「陸海軍の防諜」『防衛研究所紀要』第14巻第2号、防衛省防衛研究所、（2012年）
- マーク・M・ローエンタール『インテリジェンス 機密から政策へ』茂田宏監訳、慶應義塾大学出版会（2011年）
- 外務省百年史編纂委員会編『外務省の百年』上巻、大日本法令印刷株式会社（1969年）
- 『戦前の情報機構要覧』（1964年）（奥平康弘『言論統制文献資料集成』第20巻、日本図書センター（1992年））
- 内務省警保局編「外事警察報 第182号」『外事警察報』第50巻、不二出版（1988年）